

# 優遇税制のご案内

P 1 に掲載する事業者は、

「復興特区制度による課税の特例」を受けることができます。



平成 25年6月

# 目次

1 対象となる事業者	P 1
2 復興特区制度による課税の特例	
A 被災雇用者等を雇用した場合	P 3
B 事業用の資産を取得等した場合	P 5
B1 機械または装置	P 6
B2 建物もしくはその附属設備または構築物	P 8
C 開発研究用の資産を取得等した場合	P 10
D 新設法人が再投資等準備金を積み立てた場合	P 11
3 選択適用	P 14
4 手続き	P 15
資料 「福島復興再生特別措置法に係る課税の特例（概要）」	P 20
ウェブページのご案内	P 21

# 1 対象となる事業者

## (1) 制度の仕組み

次の要件を満たす事業者は、課税の特例を受けることができます。

要件 「復興推進計画に定められた復興産業集積区域」において、  
「同復興推進計画で集積を目指す業種」の事業を行うこと

- 復興推進計画とは、産業集積の形成および活性化を図ることを通じて雇用機会の確保に寄与する事業の実施などによる復興の円滑かつ迅速な推進を図るための計画をいいます。
- 復興産業集積区域とは、復興推進計画の目標を達成するために産業集積の形成および活性化の取組を推進すべき区域をいいます。
- 事業者が上記要件を満たしているかは、「認定地方公共団体の指定」(以下「指定」)によって判定されます (P15 参照)。

福島復興再生特別措置法により、福島県では、県および全ての市町村が復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できます。「復興推進計画に定められた復興産業集積区域」において、「同復興推進計画で集積を目指す業種」の事業を行う事業者が課税の特例を受けられるのは、その復興推進計画が認定されている場合です。

\* 上記要件を満たしていれば、新たに設けられた事業所について課税の特例を受けることもできます。

次ページでは、

現在、認定されている復興推進計画をご案内します。

## (2) 復興推進計画

# 福島第2号（ふくしま産業復興投資促進特区）

### 1 復興産業集積区域

全ての市町村に設けられています。住所は、次のウェブページでご確認ください（P19 参照）。

→ 復興庁ウェブページ

「（資料 1-1 及び 1-2）復興産業集積区域一覧表及び復興産業集積区域一覧図」

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/1-11-2.html>

### 2 集積を目指す業種

ア 輸送用機械関連産業

イ 電子機械関連産業

ウ 情報通信関連産業

エ 医療関連産業

オ 再生可能エネルギー関連産業

カ 食品・飲料関連産業

キ 地域資源活用型産業

詳しくは、次の冊子でご確認ください。

「福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）」

この冊子は、次のウェブページでダウンロードできます。

→ 県企業立地課ウェブページ（P21 参照）

「復興特区（ふくしま産業復興投資促進特区）について」

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=28974](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=28974)

## 2 復興特区制度による課税の特例

### A 被災雇用者等を雇用した場合

#### (1) 対象者

「指定を受けようとする復興推進計画」が内閣総理大臣から認定されてから平成28年3月31日までに、指定を受けた個人事業者および法人

#### (2) 概要

指定を受けた日から5年の間に、「指定を受けた復興推進計画」に定められた復興産業集積区域内に所在する事業所で雇用する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額の10%相当額につき、税額控除を受けることができます。

○ 被災雇用者等とは、次のいずれかの方をいいます。

ア 平成23年3月11日において特定被災区域内（\*）に所在する事業所に雇用されていた方

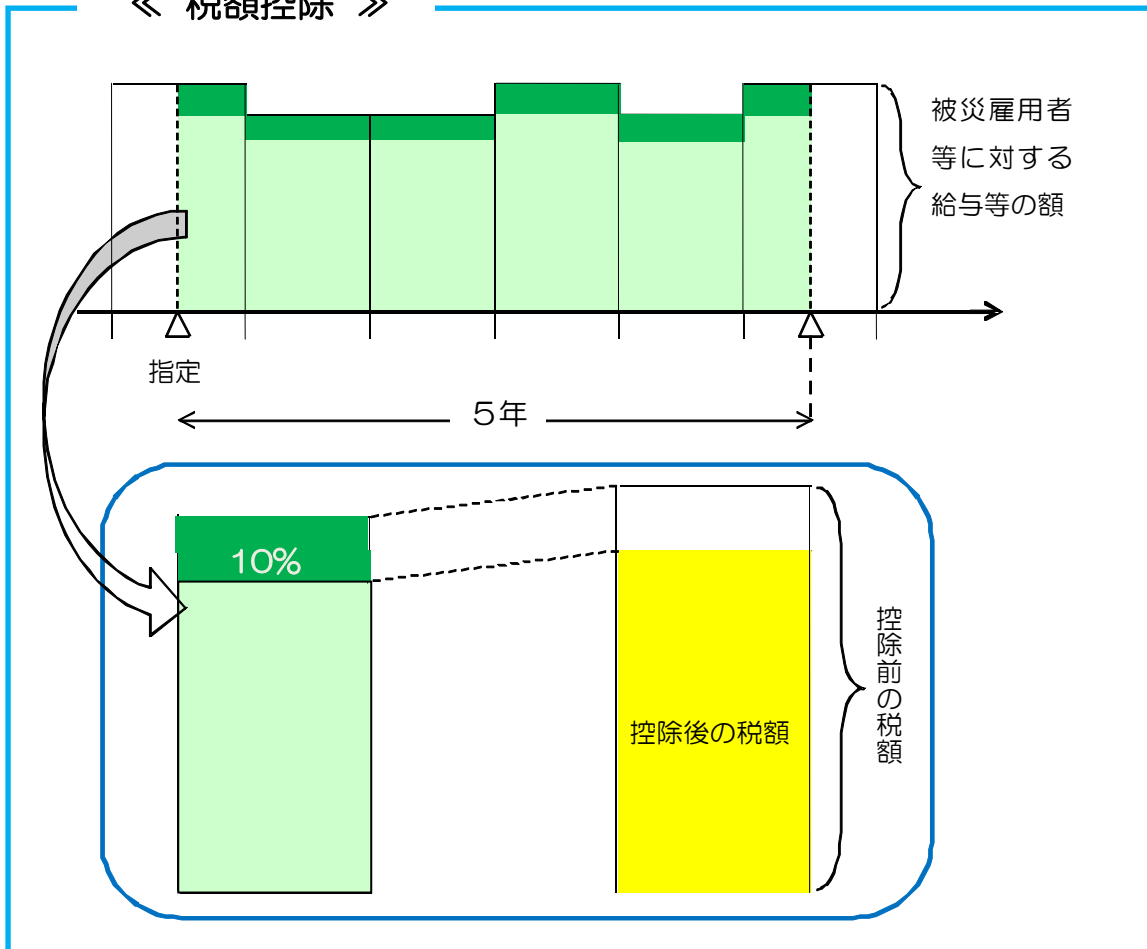
イ 平成23年3月11日において特定被災区域内（\*）に居住していた方

\* 特定被災区域とは、東日本大震災に際して災害救助法が適用された区域などをいいます。福島県は、県全域が特定被災区域となっています。

○ 控除前の税額の20%が、控除額の限度となります。

○ 雇用について、新規の必要はありません。また、雇用形態（正社員またはパートなど）および人数について、制限はありません。

## 税額控除



### ○ 事例

事業者 毎年の法人税が 100 万円である法人  
 設定 毎年、被災雇用者等に給与等を 400 万円支給。

$$400 \text{ 万円} \times 10\% = 40 \text{ 万円} \quad (\text{各年度に支給する給与等の } 10\%)$$

$$100 \text{ 万円} \times 20\% = 20 \text{ 万円} \quad (\text{控除額の限度})$$

→ 指定を受けた日から 5 年間、毎年 20 万円を法人税から減額。

## B 事業用の資産を取得等した場合

### (1) 対象者

「指定を受けようとする復興推進計画」が内閣総理大臣から認定されてから平成28年3月31日までに、指定を受けた個人事業者および法人

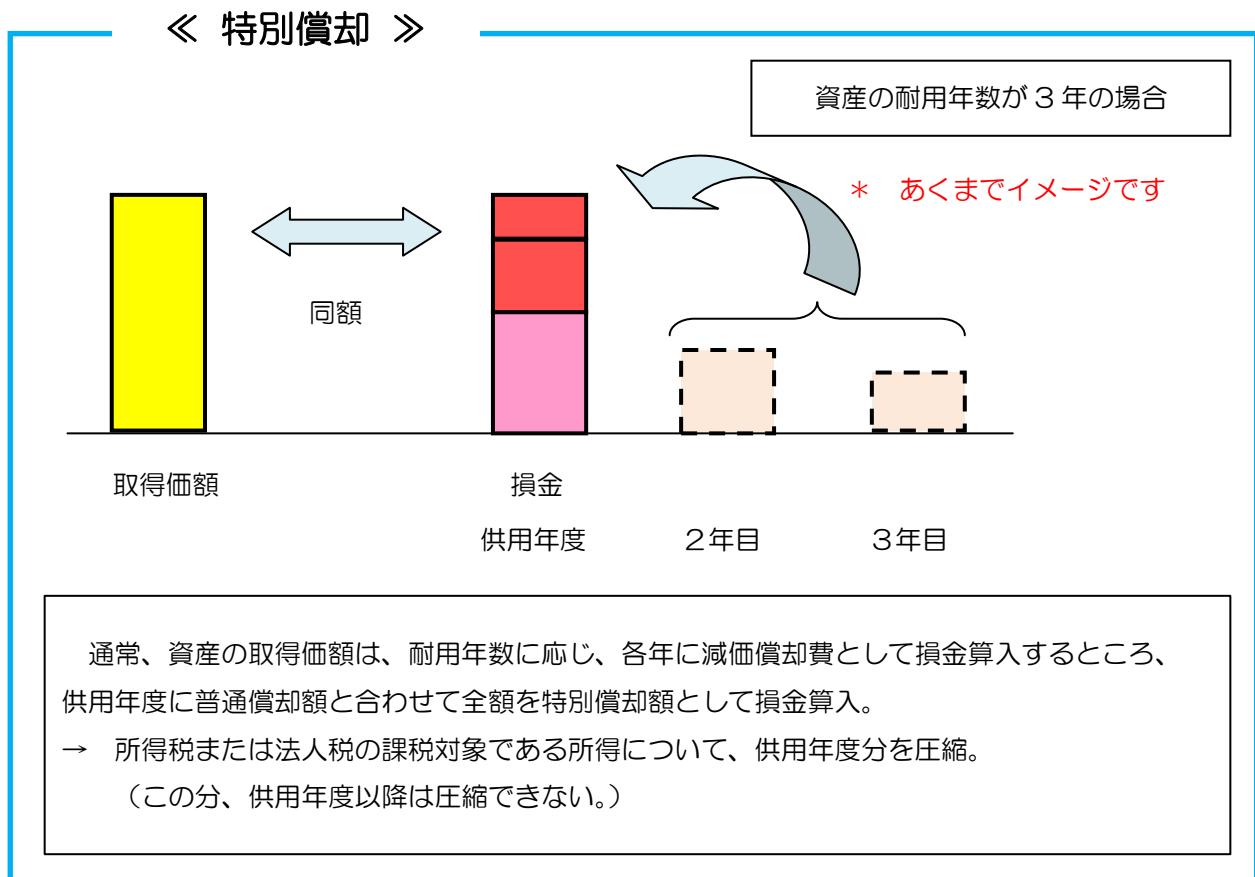
### (2) 概要

指定を受けた日から平成28年3月31日までの間に、資産を取得等して「指定を受けた復興推進計画」に定められた復興産業集積区域内において事業の用に供した場合には、その資産について、特別償却または税額控除のいずれかの特例を選択して受けることができます。

- 資産とは、機械および装置、建物およびその附属設備ならびに構築物をいいます。ここでは、製作または建設されてから事業の用に供されたことのない必要があります。
- 取得等とは、新設または増設に伴い新たに取得し、または製作し、もしくは建設することをいいます。

## B1 機械または装置

機械または装置を取得等して事業の用に供した場合、次のいずれか（特別償却または税額控除）の特例を受けることができます。



### ○ 事例

設定 機械を2,000万円で取得し、事業の用に供した。

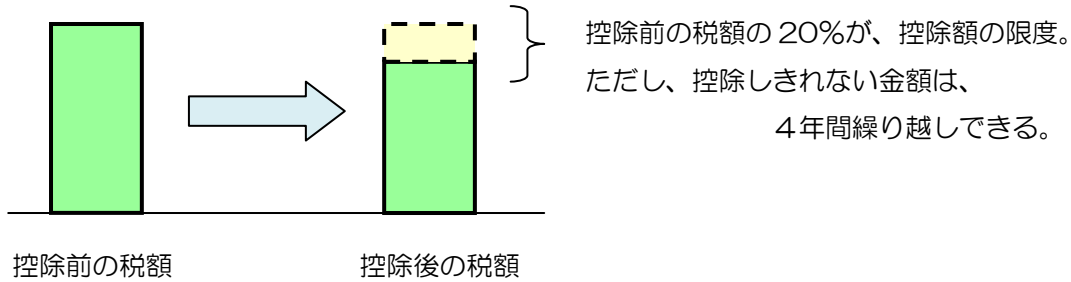
→ 供用年度に2,000万円を損金算入。



## 《 税額控除 》

資産の取得価額の15%相当額を税額から控除。

→ 所得税または法人税の減額。



### ○ 事例

事業者 毎年の法人税が100万円である法人  
設定 機械を2,000万円を取得し、事業の用に供した。

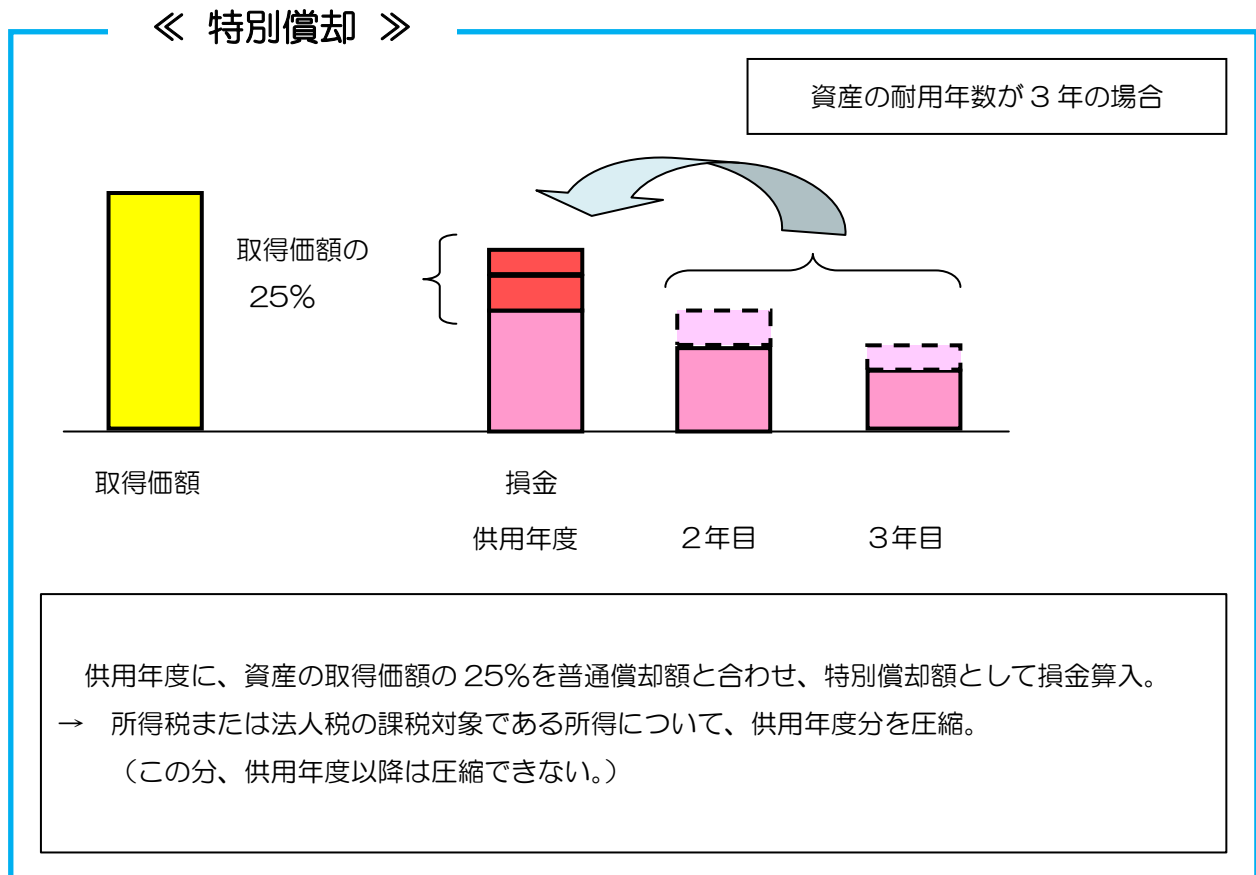
$2,000 \text{ 万円} \times 15\% = 300 \text{ 万円}$  (資産の取得価額の15%)

$100 \text{ 万円} \times 20\% = 20 \text{ 万円}$  (控除額の限度)

→ 4年間の繰越が可能のため、  
結果として、供用年度から5年間、毎年20万円を法人税から減額。

## B2 建物もしくはその附属設備または構築物

建物もしくはその附属設備または構築物を取得等して事業の用に供した場合、次のいずれか（特別償却または税額控除）の特例を受けることができます。



### ○ 事例

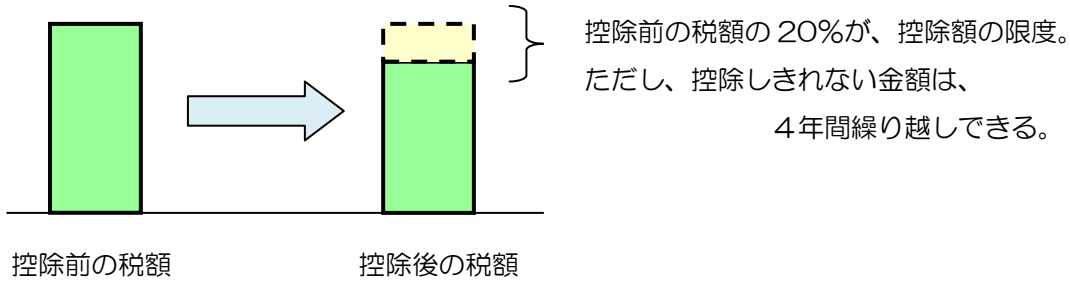
設定 建物を2,000万円で取得し、事業の用に供した。

$$2,000 \text{ 万円} \times 25\% = 500 \text{ 万円} \quad (\text{資産の取得価額の25\%})$$

→ 供用年度に500万円を普通償却額と合わせて損金算入。

## 《 税額控除 》

資産の取得価額の8%相当額を税額から控除。  
→ 所得税または法人税の減額。



### ○ 事例

事業者 毎年の法人税が100万円である法人  
設定 建物を2,000万円で取得し、事業の用に供した。

$$2000 \text{ 万円} \times 8\% = 160 \text{ 万円} \quad (\text{資産の取得価額の} 8\%)$$

$$100 \text{ 万円} \times 20\% = 20 \text{ 万円} \quad (\text{控除額の限度})$$

→ 4年間の繰越が可能のため、  
結果として、供用年度から5年間、毎年20万円を法人税から減額。

## C 開発研究用の資産を取得等した場合

### (1) 対象者

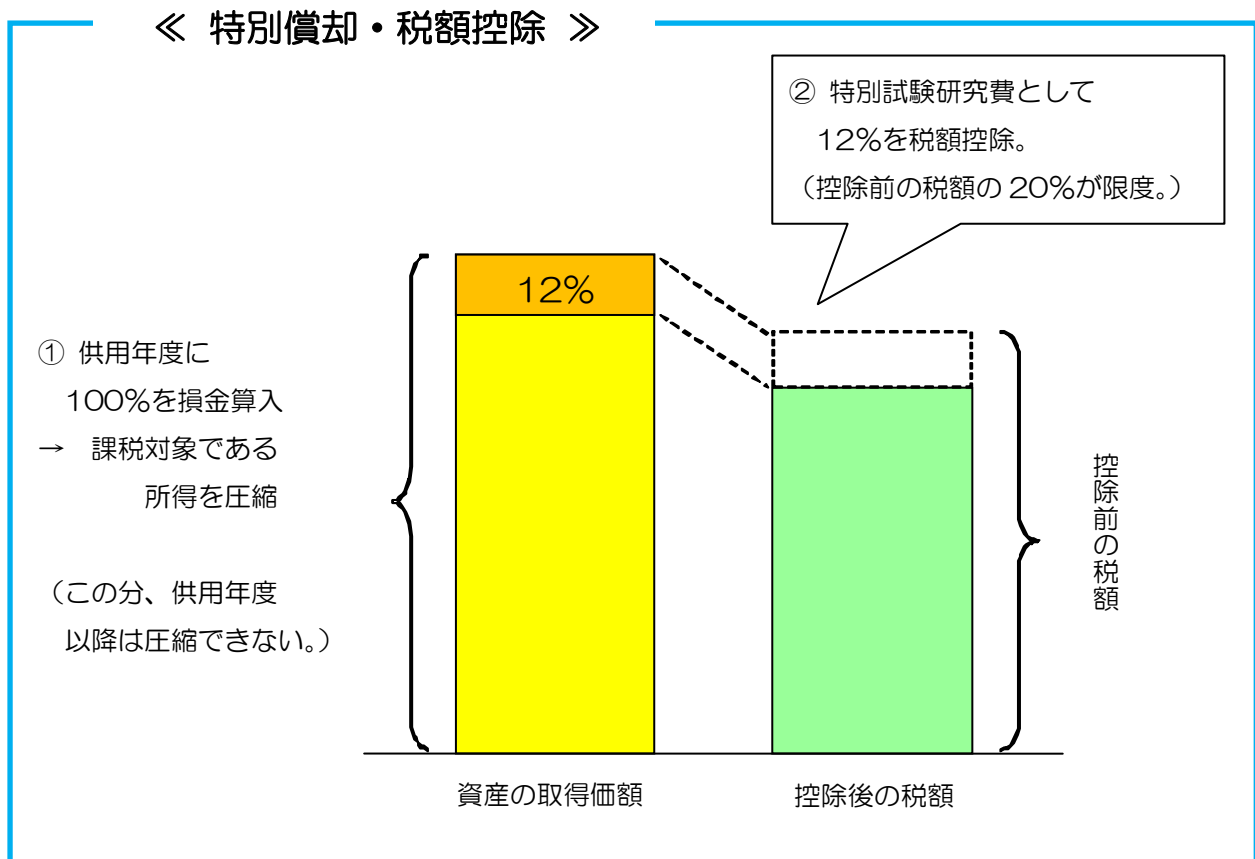
「指定を受けようとする復興推進計画」が内閣総理大臣から認定されてから平成28年3月31日までに、指定を受けた個人事業者および法人

### (2) 概要

指定を受けた日から平成28年3月31日までの間に開発研究用の資産を取得等して、「指定を受けた復興推進計画」に定められた復興産業集積区域内において開発研究の用に供した場合、その年度（供用年度）に開発研究用の資産について特別償却ができます。

さらに、特別償却した減価償却費は、特別試験研究費として12%の税額控除ができます。

- 開発研究用の資産とは、もっぱら開発研究の用に供される建物およびその附属設備、構築物、工具、器具および備品、機械および装置ならびにソフトウェアのうち一定のものをいい、ここでは、製作または建設されてから事業の用に供されたことのない必要があります。



○ 事例

事業者 毎年の法人税が 100 万円である法人  
設定 開発研究用のソフトウェアを 50 万円で取得。

① 特別償却 100%

$$50 \text{ 万円} \times 100\% = 50 \text{ 万円} \quad (\text{資産の取得価額の } 100\%)$$

→ 供用年度に 50 万円を損金算入（供用年度の税額が  $\alpha$  円に。）。

② 税額控除 12%

$$50 \text{ 万円} \times 12\% = 6 \text{ 万円} \quad (\text{資産の取得価額の } 12\%)$$

$$\alpha \text{ 円} \times 20\% = 0.2 \alpha \text{ 円} \quad (\text{限度額})$$

$$6 \text{ 万円} < 0.2 \alpha \text{ 円とすると}$$

→ 供用年度に 6 万円減額。税額は「 $\alpha - 6$  万」円

## D 新設法人が再投資等準備金を積み立てた場合

### (1) 対象者

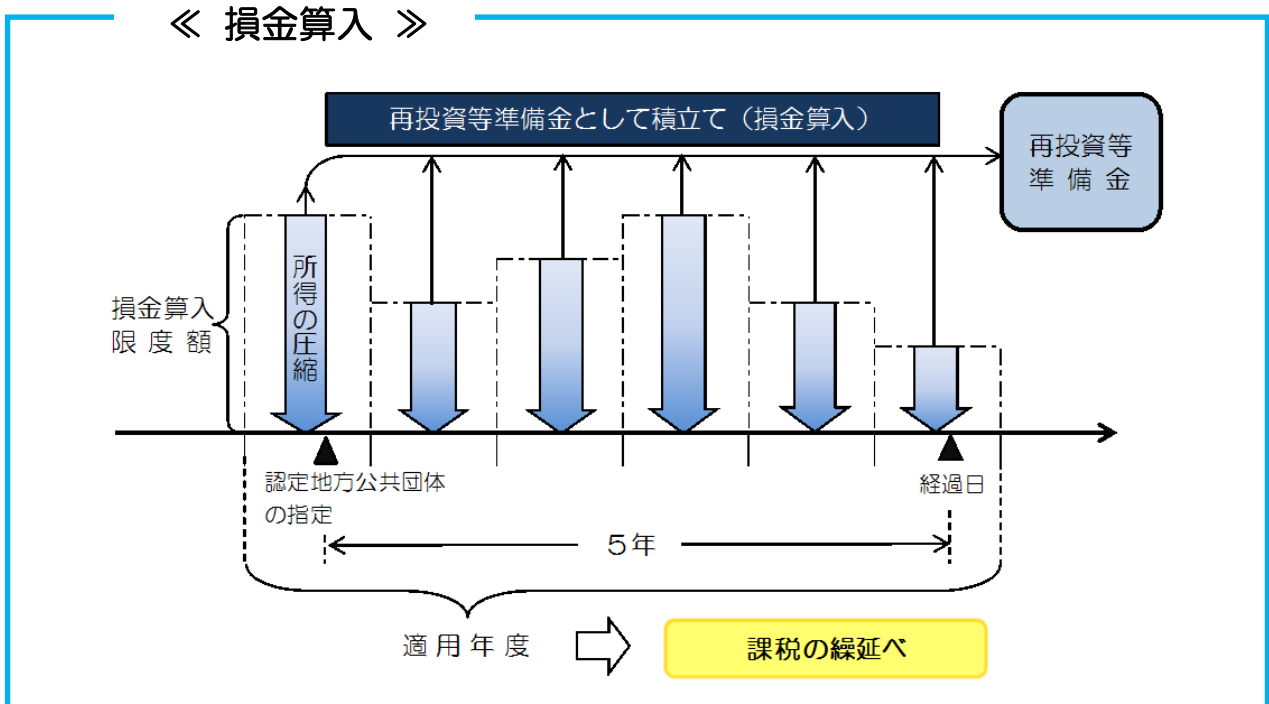
次の要件を全て満たす法人（個人事業者は対象外）

- 「指定を受けようとする復興推進計画」が内閣総理大臣から認定された日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に指定を受けていること
- 「指定を受けようとする復興推進計画」が内閣総理大臣から認定された日以降に設立されていること
- 「指定を受けようとする復興推進計画」に定められた復興産業集積区域内に本店を有すること
- 積立てを行う事業年度において、「指定を受けようとする復興推進計画」に定められた復興産業集積区域の外に事業所等を保有しないこと
- 「指定を受けようとする復興推進計画」に定められた事業のみを行うこと
- 被災者を 5 人以上雇用し、かつ、給与等支給額が 1,000 万円以上であること
- 指定を受けた日を含む事業年度において、取得価額の合計額が 3 億円以上の資産を取得または製作もしくは建設していること（←投資）  
（中小企業者または農業協同組合等であれば、合計額は 3 千万円以上）

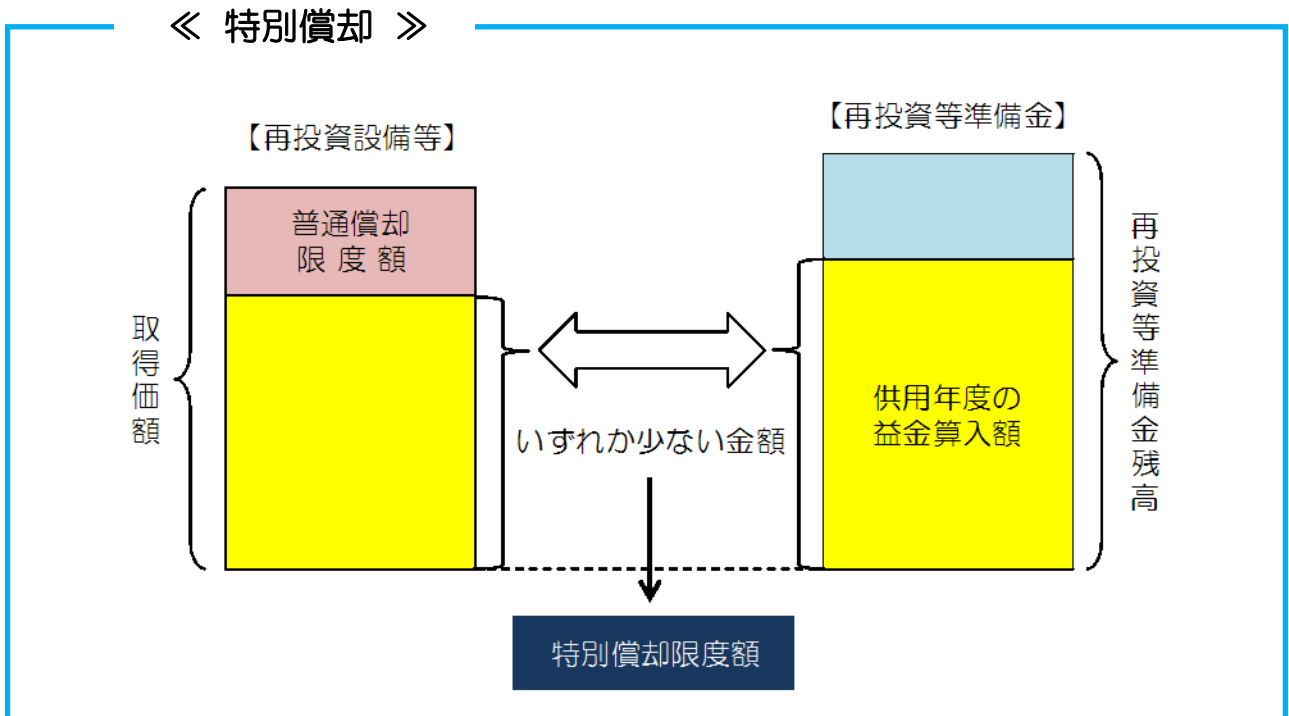
## (2) 概要

- ① 指定を受けた日から5年の間に、「指定を受けた復興推進計画」に定められた復興産業集積区域において、一定の事業用の資産の新設、増設または更新（←再投資）に要する支出にあてるため、所得金額を損金経理の方法により、再投資準備金として積み立てた場合、その積み立てた金額を損金算入できます。

なお、積み立てた再投資等準備金は、その指定の日以後10年を経過した場合など、一定の場合は益金算入します。



- ② さらに、「指定を受けた復興推進計画」に定められた復興産業集積区域において、一定の資産に再投資等を行った事業年度に再投資等準備金の残高を基礎として算出した特別償却ができます。



- 特別償却限度額とは、次の金額のうちいずれか少ない方となります。
- ア 再投資等準備金残高のうち、供用年度において益金の額に算入された、または、されるべきこととなった金額
- イ その資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額

○ 事例

事業者 毎年の所得金額が 1,000 万円である法人

設定 再投資等準備金として 5 年間毎年 1,000 万円を積み立て、積み立てた全額を取り崩して 5,000 万円の機械を取得。

→ 5 年間毎年、1,000 万円の損金算入。

→ 取り崩した年度に、5,000 万円を益金算入。

資産の償却限度額

1 普通償却限度額 1,000 万円 …… ア

2 特別償却限度額

○ 益金算入額 5,000 万円 …… イ

○ 5,000 万円 − 1,000 万円 = 4,000 万円 …… ウ  
(取得価額) (ア)

○ イ > ウ

→ 特別償却限度額 4,000 万円

取得した機械の償却限度額は、「1,000 万円 + 4,000 万円」  
(1) (2)

よって、機械について 5000 万円を減価償却。

### 3 選択適用

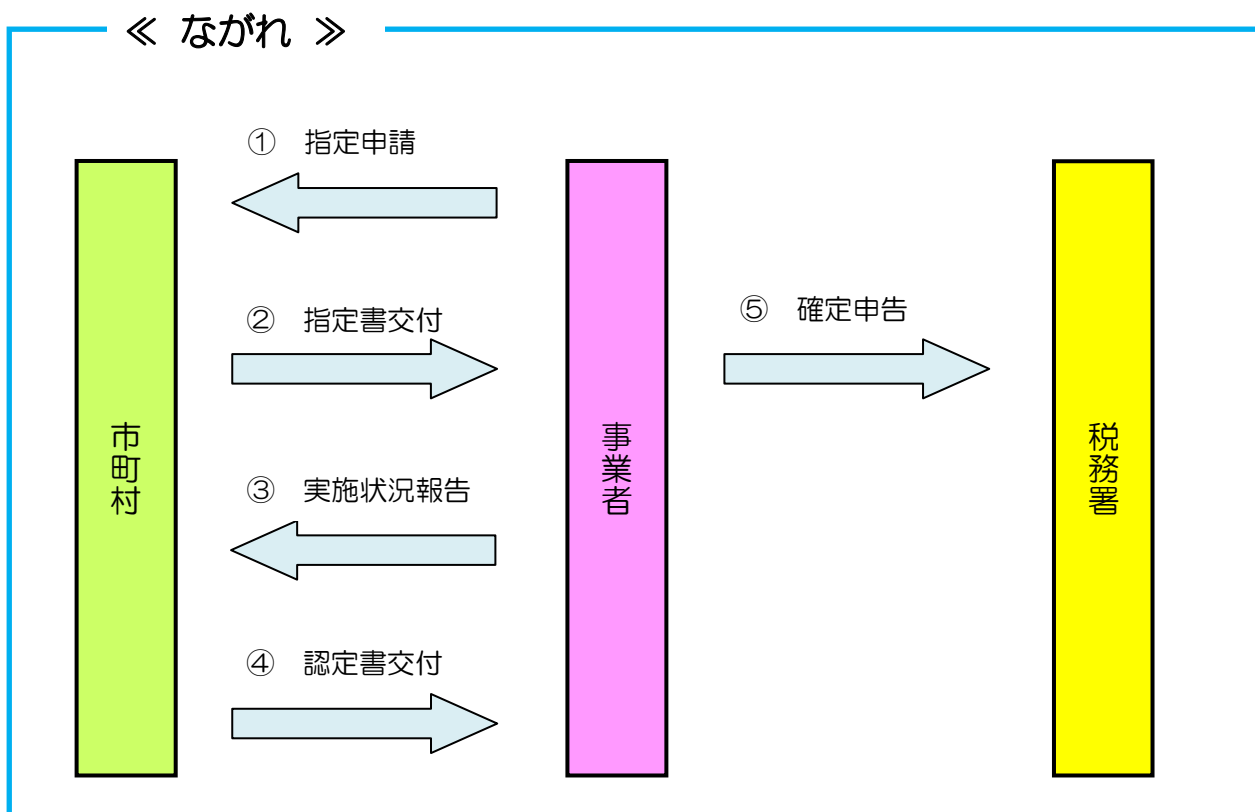
「C 開発研究用の資産を取得等した場合」以外の特例は、併用できません。さらに、「避難解除区域における課税の特例」とも併用できません。

詳しくは、P20 左下の\*をご確認ください。



## 4 手続き

手続きのながれは、次のとおりです。



### ① 指定申請

事業者は「指定申請書」「指定事業者事業実施計画書」「指定要件に関する宣言書」を作成し、添付資料とともに、市町村の担当部署（P17 参照）に提出します。

○ 指定申請書などは、次のいずれかを参照して作成してください（添付資料についても、ご説明しています。）。

→ 当冊子の別冊 「様式の記載例」

→ 復興庁ウェブページ 「東日本大震災復興特別区域法に基づく税制上の特例に係る各種別記様式の記載例等」（P21 参照）

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000523.html>

○ 様式は、次のウェブページでダウンロードできます（P21 参照）。

→ 県企業立地課ウェブページ

「復興特区（ふくしま産業復興投資促進特区）について」

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=28974](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=28974)

② 指定書交付

指定申請した事業者が要件を満たす場合、市町村は事業者「指定書」を交付します（要件を満たさない場合、「東日本大震災復興特別区域法第 37 条第 1 項に規定する指定をしない旨の通知書」を交付します。）。この交付によって、事業者は「認定地方公共団体の指定」を受けたことになります。

③ 実施状況報告

事業者は「復興推進事業に関する実施状況報告書」を作成し、事業年度終了後 1 ヶ月以内に市町村に提出します。作成については、「① 指定申請」に同じです。

④ 認定書交付

事業者が指定に係る事業を適切に実施していると認められる場合、市町村は事業者「復興推進事業の実施に係る認定書」を交付します（事業者が指定に係る事業を適切に実施しているとは認められない場合、「復興推進事業の実施に係る認定をしない旨の通知書」を交付します。）。

市町村の担当部署（ふくしま産業復興投資促進特区）

福島市	産業交流プラザ	福島市三河南町 1-20 コラッセふくしま 2 階	024-525-4022
会津若松市	企業立地推進課	会津若松市東栄町 3-46	0242-39-1255
郡山市	企業立地課	郡山市朝日一丁目 23-7	024-924-2271
いわき市	産業・港湾振興課	いわき市平字梅本 21	0246-22-1126
白河市	商工観光課	白河市字八幡小路 7-1	0248-22-1111
須賀川市	商工労政課	須賀川市八幡町 135	0248-88-9142
喜多方市	商工課	喜多方市字御清水東 7244-2	0241-24-5247
相馬市	企画政策課	相馬市中村字大手先 13	0244-37-2614
二本松市	商工課企業誘致係	二本松市金色 403-1	0243-55-5121
田村市	商工観光課	田村市船引町船引字馬場川原 20	0247-81-2136
南相馬市	企画課復興推進係	南相馬市原町区本町二丁目 27	0244-24-5358
伊達市	商工観光課	伊達市保原町字舟橋 180	024-577-3175
本宮市	商工観光課	本宮市本宮字万世 212	0243-33-1111
桑折町	産業振興課	桑折町字東大隅 18	024-582-2126
国見町	産業振興課	国見町大字藤田字一丁田二 2-1	024-585-2986
川俣町	産業課	川俣町字五百田 30	024-566-2111
大玉村	企画財政課	大玉村玉井字星内 70	0243-24-8136
鏡石町	産業課	鏡石町不時沼 345	0248-62-2118
天栄村	産業振興課	天栄村大字下松本字原畑 78	0248-82-2117
下郷町	企画財政係	下郷町大字塩生字大石 1000	0241-69-1122
檜枝岐村	企画観光課	檜枝岐村字下ノ原 880	0241-75-2503
只見町	産業振興課 交流推進班	只見町大字只見字雨堤 1039	0241-82-5240
南会津町	商工観光課	南会津町田島字後原甲 3531-1	0241-62-6200
北塩原村	総務企画課企画室	北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151	0241-23-3112
西会津町	商工観光課	西会津町野沢字下小屋上乙 3261	0241-45-2213
磐梯町	政策課	磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855	0242-74-1211
猪苗代町	商工観光課	猪苗代町字城南 100	0242-62-2117
会津坂下町	商工観光班	会津坂下町字市中三番甲 3662	0242-83-5711
湯川村	地域振興課	湯川村大字笈川字長瀬甲 875-5	0241-27-8831
柳津町	地域振興課	柳津町大字柳津字下平乙 234	0241-42-2114
三島町	地域政策課	三島町大字宮下字宮下 350	0241-48-5533
金山町	産業課	金山町大字川口字谷地 393	0241-54-5327

昭和村	総務課企画係	昭和村大字下中津川字中島 652	0241-57-2116
会津美里町	商工観光課	会津美里町字宮北 3163	0242-56-4914
西郷村	商工観光課	西郷村大字熊倉字折口原 40	0248-25-2910
泉崎村	土地販売促進課	泉崎村大字泉崎字新宿 2	0248-53-2238
中島村	企画振興課	中島村大字滑津字中島西 11-1	0248-52-2113
矢吹町	産業振興課	矢吹町一本木 101	0248-42-2115
棚倉町	商工農林課	棚倉町大字 棚倉字中居野 33	0247-33-2113
矢祭町	事業課 産業グループ	矢祭町大字東館字館本 66	0247-46-4576
塙町	まち振興課	塙町大字塙字大町三丁目 21	0247-43-2112
鮫川村	企画調整課	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5	0247-49-3115
石川町	産業振興課 商工観光係	石川町字下泉 153-2	0247-26-9113
玉川村	企画産業課	玉川村大字小高字中巖 9	0247-57-4629
平田村	総務課	平田村大字永田字広町 34	0247-55-3111
浅川町	農政商工課	浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15	0247-36-1183
古殿町	産業振興課 商工観光係	古殿町大字松川字新桑原 31	0247-53-4620
三春町	産業課	三春町字大町 1-2	0247-62-3960
小野町	企画商工課	小野町大字小野新町字館廻 92	0247-72-6939
広野町	建設課産業グループ	広野町大字下北迫字苗代替 35	0240-27-4163
檜葉町	商工観光課	いわき市中央台飯野 3-3-1 (いわき明星大学内)	0246-38-6924
富岡町	企画課	郡山市大槻町字西ノ宮 48-5	0120-33-6466
川内村	総務課	川内村大字上川内字早渡 11-24	0240-38-2111
大熊町	産業課	会津若松市追手町 2-41 (会津若松市役所追手町第二庁舎内)	0242-26-3844
双葉町	企画課 企画調整係	埼玉県加須市騎西 598-1	0480-73-6880
浪江町	復興推進課	二本松市郭内 1-196-1 (県男女共生センター内)	0243-62-0123
葛尾村	総務課 復興対策係	田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1	0247-61-2860
新地町	企画振興課 (兼) 環境未来都市推進室	新地町谷地小屋字樋掛田 30	0244-62-2112
飯舘村	生活支援対策課 商工労政係	福島市飯野町字後川 10-2 (福島市役所飯野支所内)	024-562-4232

⑤ 確定申告

詳しくは、次の国税庁ウェブページでご確認ください（P21 参照）。

ア 個人事業者

→ 「東日本大震災に関する税制上の追加措置について（所得税関係）」

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/shotoku/tsuika1212.htm>

該当箇所 「個人の事業者・不動産貸付を行っている方  
1.復興特別区域に係る税制上の特例措置」

→ 「平成 24 年分 所得税の改正のあらまし」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shotoku/h24kaisei.pdf>

該当箇所 P10 V-「1 震災特例法の改正」（1）

イ 法人

→ 「東日本大震災に係る震災特例法等（法人税関係）の改正の概要 ～改訂版～」

[http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/kaisei\\_hojin04.pdf](http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/tokurei/pdf/kaisei_hojin04.pdf)

該当箇所 P1 「I 復興特別区域制度の創設に伴う特例」

→ 「平成 24 年度 法人税関係法令の改正の概要」

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei\\_gaiyo2012\\_5/pdf/f.pdf](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2012_5/pdf/f.pdf)

該当箇所 P16 第 2 編-「I 原子力災害からの復興支援措置」

会津若松税務署	会津若松市城前 1 番 82 号	0242-27-4311
いわき税務署	いわき市平字菱川町 6 番 3 号	0246-23-2141
喜多方税務署	喜多方市字中島 7513 番地 3	0241-24-5050
郡山税務署	郡山市堂前町 20 番 11 号	024-932-2041
白河税務署	白河市中田 5 番 1 号	0248-22-7111
須賀川税務署	須賀川市東町 96	0248-75-2194
相馬税務署	相馬市中村字曲田 92 番地の 2	0244-36-3111
田島税務署	南会津郡南会津町田島字寺前甲 2939 番地 2	0241-62-1230
二本松税務署	二本松市亀谷 1 丁目 29 番地	0243-22-1192
福島税務署	福島市森合町 16 番 6 号	024-534-3121

電話による問い合わせの際は、自動音声に合わせて「0」を選択。

## 福島復興再生特別措置法に係る課税の特例(概要)

	対象者	所得税・法人税		地方税
復興産業集積区域 <small>注2</small>	市町村から指定を受けた事業者	被災雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の10%を税額控除	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	H28.3.31まで
		建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除	H28.3.31まで
		開発研究用資産を取得等	○ 即時償却 さらに、即時償却したうちの12%を税額控除	H28.3.31まで
	上記のうち新設法人のみ	再投資準備金を積立て *	○ 積立額を損金算入 さらに、再投資等した場合に即時償却	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年
避難解除区域等 <small>注3</small>	県から確認を受けた事業者	避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	解除から3年までに確認を受け、そこから5年
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	解除から5年
		建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除	

復興特区制度

注1

- 注1 東日本大震災復興特別区域法による制度。  
 注2 「課税の特例を含む復興推進計画」の中で設定。  
 この計画は、福島復興再生特別措置法により、県や全ての市町村が作成可能。  
 注3 避難解除区域・避難指示解除準備区域・居住制限区域をいう。

\*の特例は、併用不可。

当冊子は、この部分について  
ご案内しています。

## ウェブページのご案内

当冊子でご案内しているウェブページは、県庁トップページから次のとおり遷移できます。

○ 県庁トップページ

ページ中段 「ふくしまの復興へのうごき」 枠  
「事業者への優遇税制（福島特措法）」 ←クリック



○ 県復興・総合計画課ウェブページ  
「事業者への優遇税制についてご案内します」

ページ上段 「1 復興特区制度による課税の特例」 枠  
「○ 優遇税制のご案内 PDF574KB  
○ 記載例 PDF605KB」

当冊子がダウンロードできます

当冊子は、東日本大震災復興特別区域法に定められ、  
福島復興再生特別措置法第64・65条により拡充された  
「復興特区制度による課税の特例」について概要をご案内しています。

福島県は、今後も国や市町村等と連携しながら、これらの法律を最大限に  
活用して、誇りあるふるさとを再生する様々な施策の実現に取り組んでまい  
ります。

#### 優遇税制のご案内

##### —復興特区制度による課税の特例—

編集・発行 福島県復興・総合計画課（福島復興再生特別措置法）  
福島県地域政策課（東日本大震災復興特別区域法）  
福島県企業立地課（ふくしま復興投資促進特区）  
福島県商工総務課（ふくしま復興投資促進特区）

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

024-521-1111（代表）